

滋賀県スポーツ少年団指導者協議会 アクティブ・チャイルド・プログラム普及事業委員会規約

(総則)

第1条 本会は、滋賀県スポーツ少年団指導者協議会規程第10条に基づき、設置するものであり、アクティブ・チャイルド・プログラム（以下、「ACP」という。）普及事業委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、ACPの普及に寄与するため、下記をもって目的とする。

- (1) ACPの指導者養成と資質向上
- (2) ACPの普及事業への参画支援
- (3) ACP指導者相互の親睦

(事業)

第3条 本会は、前条第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主事業
 - ・研修会開催
 - ・研修会および講習会への参加
 - ・広報活動
 - ・情報交換活動
- (2) 支援事業
 - ・滋賀県スポーツ少年団ACP普及事業運営支援
 - ・滋賀県スポーツ少年団ブロックACP事業支援
 - ・滋賀県スポーツ少年団市町および単位団ACP関連事業支援
- (3) その他第2条の目的を達成に必要な事業

(本部の構成と役割)

第4条 本部は、委員長、副委員長で構成し、本会事業の企画と運営にあたる。

(役員)

第5条 本委員会には、次の役員を置き、任期は2年とし再任をさまたげない。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長、副委員長は委員の互選で決める。

(委員)

第6条 本委員会委員は、次の中から申込みがあった者について会長が委嘱する。

- (1) 滋賀県スポーツ少年団登録指導者
- (2) 滋賀県スポーツ少年団登録役員およびスタッフ
- (3) 滋賀県スポーツ少年団指導者協議会ACP普及事業委員会の目的に賛同する者

(資格の喪失)

第7条 次の各項に該当する場合は、委員の資格を喪失する。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をした場合
- (2) 委員として不適格と認められた場合
- (3) 自ら退会を希望する者

(会議)

第8条 委員会は、原則年2回開催する。委員長が招集し、その議長となる。

2 議事は出席者の過半数をもって決定する。

3 委員長・副委員長会議は随時開催し、会務を執行する。

(会計)

第9条 本委員会の会計は、指導者協議会運営事業費の中で、ACP普及事業委員会運営費を計上する。

(退会)

第10条 退会したい時は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ委員長に提出する。

(規約改正)

第11条 この規約を改正する場合、委員会出席者の過半数の同意を得なければならない。

(付則)

1 この規約は令和2年2月22日より施行する